

報告第50号

平成15年11月6日承認

財務部会議事等分科会の事務事業調整方針について

財務部会議事等分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成15年11月6日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第50号

協 議 会 報 告 項 目

財 務 部 会

議事等分科会 4-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 2 - 1	議会の招集告示等	5/22			6/5	
4 - 2 - 2	議案等の作成	5/22			6/5	
4 - 2 - 3	議会の質問等のとりまとめ	5/22			6/5	
4 - 2 - 4	全員・委員協議会	5/22			6/5	
4 - 2 - 5	議会への資料送付	5/22			6/5	
4 - 2 - 6	議会の各種委員会委員の推薦	5/22			6/5	
4 - 2 - 7	公平委員会の会議の開催	5/22			6/5	
4 - 2 - 8	公平委員会事務	5/22			6/5	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 議会の招集告示等	<ul style="list-style-type: none"> ・招集は、開会の日前、7日までに告示 ・臨時会に付議すべき事件は、予めこれを告示 ・津市公報に掲載 ・定例会は、毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月とする。ただし、都合により繰り上げ、繰り下げすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・定例会は、毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・招集は、開会の日前、3日までに告示 ・同左 — ・定例会は、毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・定例会の回数は、毎年4回とする 	<ul style="list-style-type: none"> — ・付すべき事件は、予めこれを告示 — ・河芸町に同じ

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・河芸町に同じ ・津市に同じ — ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・定例会は、毎年4回とする。 (開催時期は、通常3月、6月、9月、12月) ただし、選挙等と重なるときは、繰り下げる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・河芸町に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 — ・定例会は、毎年4回(慣行で3月、6月、9月、12月となっている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・招集については、地方自治法に基づき、開会日前7日までとする。 ・告示の方法については、津市の例により、公報への掲載とする。 ・定例会開催関係は、津市の例による。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 議案等の作成	<p>○議案の作成 ・議案を提出しようとする課は、市長、関係部課等と協議、調整する。 ・条例改正案等重要案件は、政策課法務担当の事前審査を受ける。 ・その他の議案及び議案参考は、所掌事務の担当課と協議する。 ・提出議案の起案及び提出議案の形式は、公文例規程に基づき作成する。</p> <p>○予定議案表の作成 ・予定議案表の作成は、議案提出課の資料により財政課が案を作成し、議案提出課の確認のうえ作成する。 ・予定議案表は、三役説明、正副議長説明、幹部会議構成員、記者発表用に使用する。</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・提出議案の作成は、議案提出課の資料により財政課が案を作成し、議案提出課の確認のうえ作成する。 ・提出議案説明書は、議場において議員及び市の説明員に配布される。</p> <p>○議案等の浄書は、財政課で行う。</p> <p>○議案等の印刷は、議案提出課で行う。(印刷部数260部)</p>	<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・条例改正案等重要案件は、久居市例規審査委員会の事前審査を受ける。 ・同左</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○提出議案提案説明書の作成 ・提出議案提案説明書は、議案提出課の案をもとに所掌事務担当課が作成する。</p> <p>・提出議案提案説明書は、議員分は議場に配布し、職員分は事前に配布する。</p> <p>○提出議案提案説明書の浄書、印刷、製本は、総務課が行う。(印刷部数135部)</p> <p>○議案等の浄書、印刷、製本は、総務課が行う。(印刷部数180部)</p> <p>○議案は、告示日に議員及び職員に配布する。</p>	<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・条例改正案等重要案件は、総務課と事前協議する。 ・同左</p> <p>—</p> <p>○予定議案表の作成 ・予定議案表の作成は、議案提出課の資料により議会事務局が案を作成し、議案提出課の確認のうえ作成する。 ・津市に同じ</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・津市に同じ</p> <p>・提出議案説明書は、議運において説明後、提出議案説明表として一覧表を議員及び幹部会議構成員に配布する。</p> <p>—</p> <p>○議案等の印刷は、議案提出課で行う。(印刷部数60部)</p>	<p>○議案の作成 ・基本的に議案は全て総務課がとりまとめ議会事務局に提出する。 ・条例の改正等は担当課が起案し決済を受けたのちに所掌事務担当課に提出する。 ○参考資料の作成 ・参考資料は必要に応じて担当各課にて作成し総務課がとりまとめ議会事務局に提出する。 ・例年「当初予算参考資料」「決算参考資料」を作成しており共に総務課が作成している。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○議案の印刷は議会事務局で行っている。但し予算書、決算書は総務課が作成し議会事務局に提出する。</p>	<p>○議案の作成 ・津市に同じ</p> <p>—</p> <p>・津市に同じ</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・提出議案説明書の作成は、提出課が案を作成する。</p> <p>—</p> <p>○議案等の浄書は、総務課で行う。</p> <p>○議案等の印刷は、議案提出課で行う。(印刷部数35部)</p>	<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・条例改正案等重要案件は、総務課行政担当の事前審査を受ける。 ・同左</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・提出議案説明書の作成は、議案提出課が原案を作成し、総務課の確認のうえ作成する。</p> <p>—</p> <p>○議案等の浄書は、総務課で行う。</p> <p>○議案等の印刷は、総務課で行う。(印刷部数50部)</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	-----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・議案及び議案参考は、総務課と協議する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○予定議案表の作成 ・津市に同じ</p> <p>—</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・提出議案説明書の作成は、議案提出課が案を作成し、議案提出課の確認のうえ作成する。</p> <p>・提出議案説明書は、開会日2日前までに、議員及び町の説明員に配布される。</p> <p>—</p> <p>○議案等の印刷は、議案提出課で行う。(印刷部数45部)</p>	<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・条例改正案等重要案件は、総務課担当者の事前審査を受ける。</p> <p>・その他の議案は、総務課と協議する。</p> <p>・提出議案の形式は、文書取扱規程に基づき作成する。</p> <p>○目録の作成 ・議案目録の作成は、議案提出課の資料により総務課が案を作成し、議案提出課の確認のうえ作成する。</p> <p>—</p> <p>○提案説明の作成 ・津市に同じ</p> <p>・提案説明は、議会事務局において議員及び町の説明員に配布される。</p> <p>—</p> <p>○議案等の印刷は、量に応じて総務課あるいは議案提出課で行う。(印刷部数65部)</p>	<p>○議案の作成 ・同左</p> <p>・案件は、事前に総務課の審査を受け、協議する。</p> <p>—</p> <p>・提出議案の形式は、文書管理規程に基づき作成する。</p> <p>○予定議案集の作成 ・津市に同じ</p> <p>—</p> <p>○提出議案説明書の作成 ・津市に同じ</p> <p>・津市に同じ</p> <p>○議案等の浄書は、総務課で行う。</p> <p>○議案等の印刷は、総務課で行う。(印刷部数60部)</p>	<p>○議案の作成 ・議案を提出しようとする課(室)は、総務課の事前審査を受け、村長と協議、調整する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>・提出議案の起案及び提出議案の形式は、文書の左横書きの実施に関する訓令に基づき、起案例文集を参考とし、作成する。</p> <p>・予定議案は、定例又は臨時の庁議(課長会議等)で事前把握し、仮議案目録を作成する。</p> <p>・議運、議会全員協議会資料として使用する。</p> <p>○提出議案説明 ・議案説明書の作成は、議案提出課が作成し、事前に議会常任委員会、議会全員協議会において説明する。</p> <p>—</p> <p>○議案等の浄書は総務課で行なう。</p> <p>○議案等の浄書、印刷は総務課で行なう。(42部)</p> <p>○提案理由の説明は、総務課が作成、説明員、説明補助員、議長、議会事務局長に配布する。</p>	<p>・津市、久居市の例を基本として、合併までに調整する。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 議会の質問等とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員から提出された発言通告書の発言内容から、財政課で答弁する部課の割り振りをする。 ・割振った発言通告書を各部に配布、通知する。 ・割振られた部課において、答弁する内容から割振りに問題があった場合は、財政課が再度調整する。 ・首長への答弁内容の説明時点において、答弁する部課の漏れがないか最終確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問について ・部課長会で発言通告書を各課長等に配付し、同時に発言内容から答弁する部課の割り振りを助役が中心になり行う。 ・総務課が、市長ヒアリング日程を作成し、割り振られた部課に通知する。 ・割り振られた部課で答弁書を作成(15部)し、総務課に提出する。総務課は漏れがないか確認し、集約する。 ・市長ヒアリングを行う。 ○議案質疑について ・総務課が発言通告書を各課長等に配付する。 ・総務課が、助役ヒアリング日程を作成し、各部課に通知する。 ・各部課は答弁書を作成(15部)し、総務課に提出する。総務課は漏れがないか確認し、集約する。 ・助役ヒアリングを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が提出された発言通告書の内容から、助役が答弁する部課の割り振りをする。 ・津市に同じ ・津市に同じ ・津市に同じ ・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・津市に同じ ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開会初日の午後5時までに議員より一般質問通告書により提出 提出された通告書を事務局が取りまとめ参与が検討会議を行う。 ・同左 ・同左 — 	<ul style="list-style-type: none"> ・津市に同じ ・同左 ・同左 —

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容
香良洲町		一 志 町	白 山 町	美 杉 村	・津市の例を基本として、合併までに調整する。 ・割り振られた課において答弁要旨をまとめ、総務課へ提出する。総務課において再調整、確認のうえ、村長へ提出。(内容によっては所定様式に資料添付する。)
・一般質問については、議員から提出された通告書の内容から、総務課で答弁する部課の割り振りをする。 ・同左 ・同左 ・津市に同じ		・議員から提出された発言通告書の発言内容に基づき、課長会議を開催して答弁する部課の割り振りをする。 ・同左 ・同左 ・同左	・一般質問については、議員から提出された通告書の内容から、幹部会において答弁する部課の割り振りをする。 ・同左 ・同左 ー	・議員から提出された一般質問通告書に基づき、事前に議会事務局長が内容聴取を行なう。庁議において議会事務局長が質問内容説明し、答弁要旨まとめの担当課を割り振りふる。 ・各課においてまとめた答弁内容を助役が確認後、通告順に「一般質問答弁集」としてまとめ、町の説明員に配布。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 全員・委員協議会	<p>・議会協議会への付議事項については、概ね次のとおりに申し入れをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用料、手数料の改定 ②重要な財産の取得及び処分 ③重要な事業計画 ④訴訟事件の経過、結果又は応訴 ⑤異例、先例となるもの、疑義を生ずるおそれのあるもの ⑥議会への報告、事前了知を必要とするもの <p>・付議する事項は、首長、関係部課長、財務部長等と協議し、決定する。</p> <p>・担当部課長等は、開催日時等について議会事務局と調整後、市議会協議会開会について正副議長等に申し入れをする。</p> <p>・委員協議会の結果については、市長、所掌事務担当部長等に報告する。</p>	<p>・市議会協議会へ付議する事項は、各課所管事項。</p> <p>・付議する事項は、首長、関係部課長と協議し、決定する。</p> <p>・同左</p>	<p>委員会協議会への付議事項はその他事項(諸行事等)</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>・津市に同じ</p> <p>・久居市に同じ</p> <p>・津市に同じ</p>	<p>—</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<p>—</p> <p>・同左</p> <p>—</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 議会への資料送付	<p>・議会から次の会議等において資料要求があったときは、資料を作成し、議長に資料を送付している。</p> <p>①本会議からの資料要求 ②各常任・特別委員会からの資料要求 ③全員・各委員協議会からの資料要求 ④議員個人から議員活動のための資料要求</p> <p>・議会への資料送付</p> <p>①津市が出資している株式会社等の決算状況(地方自治法施行令第152条に規定するものを除く。) ②公共工事に係る入札結果及び業務委託結果の送付 ③その他議会へ了知を必要とする事項</p>	<p>・全員協議会、会派代表者会議等において要求された資料を所管課で作成し、議長に送付している。</p> <p>・議員個人から議員活動のための資料要求については、各課で作成し、議長の許可を得た後、送付している。</p>	<p>・津市に同じ</p> <p>・議会への資料送付 議会へ了知を必要とする事項</p>	<p>・必要に応じ、また要求があった場合資料を作成し議会事務局に提出する。</p>	<p>資料は、議会の議案の資料として各課が作成し議会事務局に提出する。</p>	<p>・津市に同じ</p>
6 議会の各種委員会委員の推薦	<p>・議会議員のうちから選出する各種委員会等の委員については、5月市議会臨時会において、議長に推薦依頼をして、その議員に委嘱している。</p> <p>・市議会議員の委嘱する任期は、2か年としている。</p>	<p>・同左</p> <p>・市議会議員の委嘱する任期は、1か年としている。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>・津市に同じ</p> <p>・津市に同じ</p>	<p>村議会議員のうちから選出する各種委員会等の委員については、役員改選において議長に推薦依頼をして、その議員に委嘱している。</p> <p>—</p>	<p>・町議会議員のうちから選出する各種委員会等の委員については、1月臨時会において、議会がその議員に委嘱している。</p> <p>・津市に同じ</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	議事等分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 公平委員会の会議の開催	<p>・職員から給与、勤務時間その他勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことの要求があったときは、その事案について、口頭審理、その他の方法による審理を行ない、事案を判定し、その結果に基づいて、同委員会の権限に属する事項については実行し、その他の事項は地方公共団体に勧告する。</p> <p>・不利益な処分を受けた職員から不服申立てを受理したときは、その事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者に是正するための指示をする。</p> <p>・要求及び審査、判定の手續等及び不服申立ての手續等の必要な事項は、規則で定めている。</p> <p>・委員3人</p> <p>・昭和61年度以降、審査案件なし</p> <p>13年度決算額 521千円 14年度予算額 605千円</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・委員3人 ・審査案件なし</p> <p>13年度決算額 208千円 14年度予算額 229千円</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>—</p> <p>・委員3人 ・審査案件なし</p> <p>13年度決算額 0千円 14年度予算額 24千円</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・津市に同じ</p> <p>・委員3人 ・審査案件なし</p> <p>13年度決算額 24千円 14年度予算額 24千円</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>—</p> <p>・委員3人 ・審査案件なし</p> <p>13年度決算額 0千円 14年度予算額 24千円</p>	<p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・津市に同じ</p> <p>・委員3人 ・審査案件なし</p> <p>13年度決算額 42千円 14年度決算額 63千円</p>
8 公平委員会事務	<p>・公平審理関係事務及び職員団体登録関係事務</p> <p>・事務職員 3名(市長部局の職員の併任)</p>	<p>・公平審理関係事務</p> <p>・事務職員 2名(総務課の職員の併任)</p>	<p>—</p> <p>・事務職員 1名(町長部局の職員の併任)</p> <p>実質的な事務なし</p>	<p>・公平審理関係事務</p> <p>(担当者1名総務課、兼務)</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>・公平審理関係事務及び職員団体登録関係事務</p> <p>・事務職員 2名(町長部局の職員の併任)</p>

